

サービス利用の流れ

市の担当窓口や地域包括支援センターに相談

はじめて申請する方

(介護給付も総合事業も)

- ・ 65歳以上
- ・ 40～64歳で、16の特定疾病に該当

○認定更新時、要支援で次に該当する方

- ・ 65歳以上
- ・ 訪問型サービス、通所型サービスのみ利用

○介護予防ケアマネジメント等により自立がみこまれる方など

要介護（要支援）認定

非該当

要介護
1～5

要支援
1～2

ケアプラン作成

介護給付
サービス

チェックリスト

該当

非該当

事業対象者

介護予防ケアプラン作成

介護予防給付
サービス

介護予防・生活支援
サービス事業

一般介護予防事業などのその他のサービス